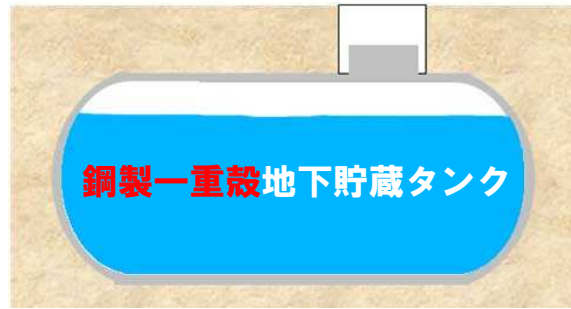
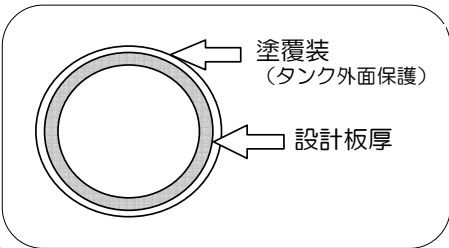
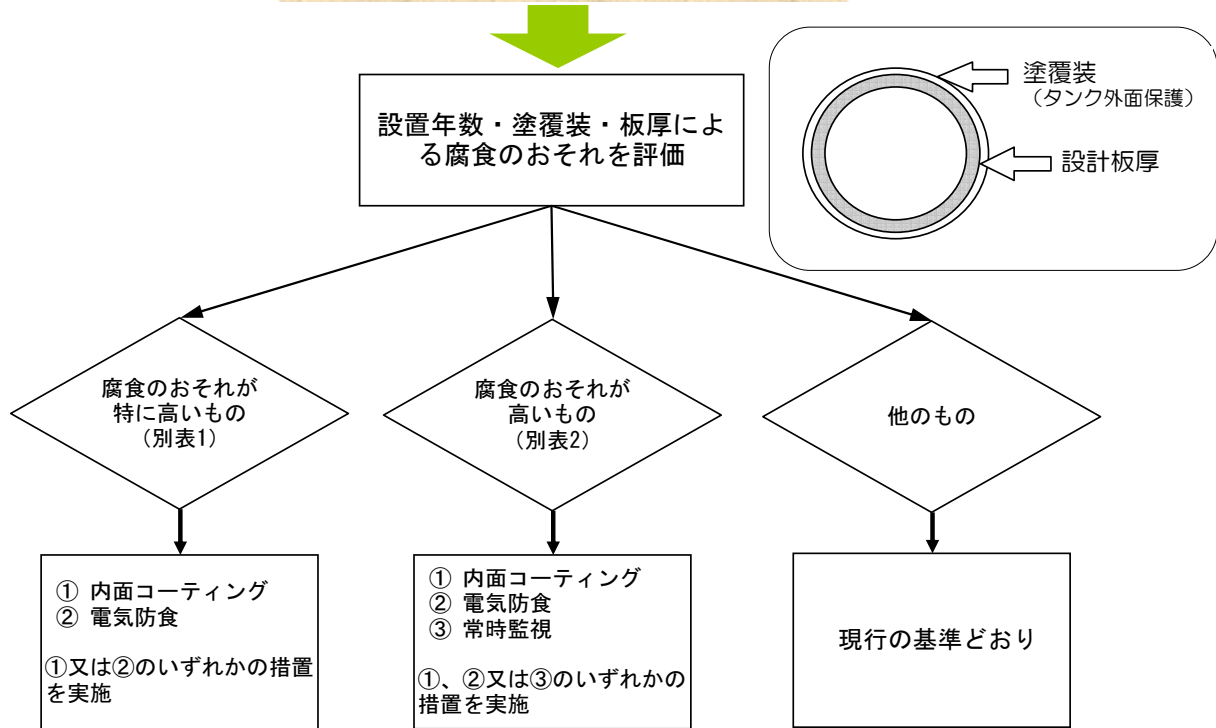


「地下貯蔵タンクの流出防止対策」 危険物の規制に関する規則等の改正

平成23年2月1日施行



鋼製一重殻地下貯蔵タンク



腐食のおそれが特に高いタンク

別表1

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂等	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

腐食のおそれが高いタンク

別表2

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上のもの	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂等	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満
40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂等	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満

注 意

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、改正省令及び改正告示が施行された後も、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面コーティング等の措置を講じる義務が生じます。

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、内面コーティング（内面ライニング）を施工する際には、タンクの状態を調べますが、その結果、タンクの腐食が著しく進んでいる場合等、消防法令の基準に適合しない場合は、内面ライニングが施工できないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。

【経過措置】

「腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれの高い地下貯蔵タンク」に係る流出防止対策については、平成 25 年 1 月 31 日までの間は、なお従前の例によることとされています。

【お問い合わせ】
宇部市消防本部
予防課危険物係
TEL 0836-21-6114
FAX 0836-31-0119
Email: yobou-kkn@city.ube.yamaguchi.jp